

別紙1 現地写真の撮影に関する遵守事項

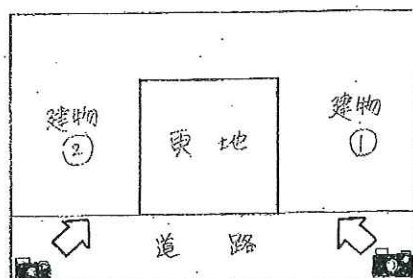
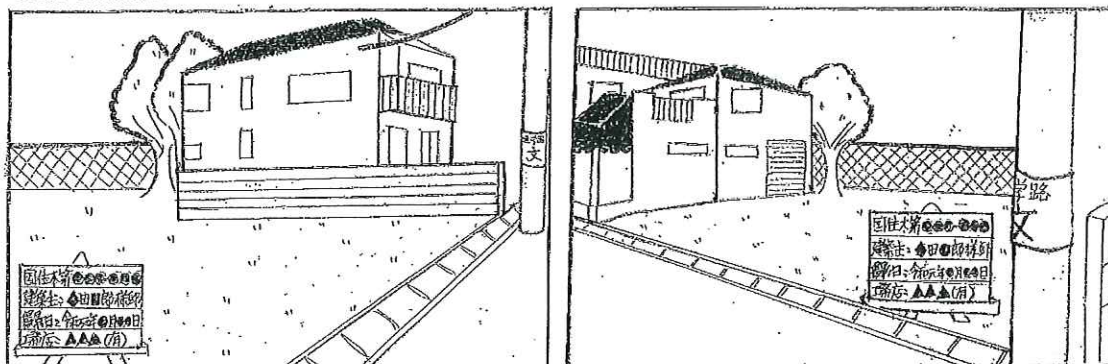
(1) 「着工前の現地写真」について (新築の住宅・建築物)

採択通知の時点で着工していないことを現地写真(以下「着工前の現地写真」という。)により交付申請時に確認します。次の事項を遵守してください。

- ①採択通知日以降に撮影すること(看板に採択通知番号、撮影日等を記載)
- ②計画変更で追加しようとする施工事業者が行う住宅・建築物は、計画変更申請書を提出した受付期間終了日の翌日以降に撮影すること(看板に採択通知番号、撮影日等を記載)
- ③前面道路及び周辺の建物等を写し込んだ着工前の敷地全景写真とし、異なる2箇所から、異なる方向の周辺の建物等を写し込むことができる位置で撮影すること
- ④敷地全景を遮る車、ブロック塀、広告看板等の支障物が写り込まない位置から撮影すること
- ⑤着工前であれば、やり方、地縄張りの状況でも結構です。
- ⑥交付申請前の撮影時に“積雪が多い”“宅地の造成中”等の理由で、着工していないことが写真により確認できない場合は、「4.3 現地の写真撮影」に基づき撮影された着工前の現地写真を交付申請時に提出してください。この場合、着工前に「着工前の現地写真」を撮影し、完了実績報告時に提出してください。

※既存建物の解体前に「着工前の現地写真」を撮影した場合は、解体後の再撮影は不要ですが、解体前の写真は前面道路及び周辺の建物等を写し込んだものとしてください。

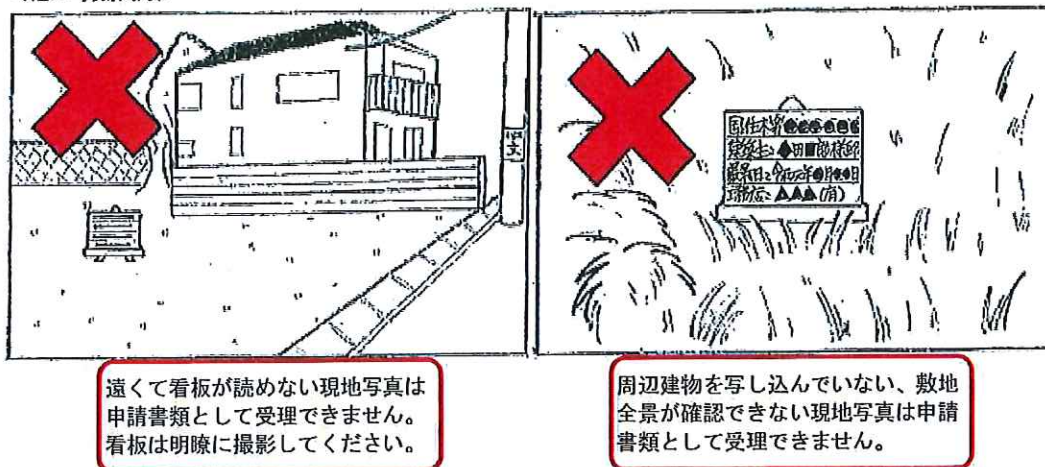
<良い撮影例>



撮影場所

異なる2箇所から、異なる方向の周辺の建物等を写し込むことができる位置で撮影してください。

<悪い撮影例>



(2) 「改修前の現地写真」について (改修する住宅)

採択通知の時点で改修工事を開始していないことを現地写真（以下「改修前の現地写真」という。）により交付申請時に確認します。次の事項を遵守してください。

- ①採択通知日以降に撮影すること（看板に採択通知番号、撮影日等を記載）
- ②計画変更で追加しようとする施工事業者が行う住宅は、計画変更申請書を提出した受付期間終了日の翌日以降に撮影すること（看板に採択通知番号、撮影日等を記載）
- ③「外観写真」と「改修箇所毎」の写真を撮影すること

外観写真

- ・前面道路及び周辺の建物等を写し込んだ改修工事開始前の既存住宅の外観写真とし、異なる2箇所から、異なる方向の周辺の建物等を写し込むことができる位置で撮影すること
- ・既存住宅を遮る車、ブロック塀、広告看板等の支障物が写り込まない位置から撮影すること

改修箇所毎の写真

- ・改修箇所の周囲を写し込んだ改修箇所毎の解体撤去前の全景と工事の内容が確認できる近景を撮影すること
- ・複数箇所の同じ種別の工事内容（サッシ交換工事等）がある場合は、改修前の全ての箇所を撮影し記録を残してください。交付申請時は、その内2箇所を選定して提出してください。（他の箇所は必要に応じて提出を求めます）
- ・省エネ改修型における改修前の工事箇所ごとの撮影のポイントは、マニュアル第5章別紙の表を確認の上撮影してください。

(3) 「着工直後の現地写真」について (新築の売買契約による住宅)

着工直後[※]の現地写真を完了実績報告時に確認します。次の事項を遵守してください。

※着工直後とは…着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点）日を含め3日以内とし、工事を開始していることが確認できるものとします。

- ・「着工前の現地写真」と同じ位置の2箇所から撮影するものとし、前面道路及び周辺の建物等を写し込んだ敷地全景を撮影すること

4.3 現地の写真撮影

本事業の要件確認のため、着手前や完了時等の所定の時期に現地写真を撮影し、交付申請時や完了実績報告時に所定の様式に現地写真を貼り付け提出していただきます。

現地写真の撮影の際の遵守事項等は、次の共通事項と、撮影時期等に応じた「表8タイプ別現地写真一覧」およびマニュアル第1章別紙1の事項です。グループは施工事業者への周知徹底を行ってください。

必要な事項が不足し本事業の要件を満たしていることや実施していることが確認できない場合は補助金をお支払いしません。

<共通事項>

- ①カラーで撮影すること
- ②必ず看板を写し込むこととし、看板には「建築主名または物件名」、「施工事業者名」、「撮影日」、「採択通知の番号※（(1) 着工前・改修前の現地写真及び (2) 着工直後の現地写真に限る）」を明記すること

電子看板は原則として使用不可とします。（マニュアル第1章別紙2参照）

※採択通知の番号とは、採択通知書右上の「国住木(生)第●●●●-●●●●」の●部分の番号です。

- 採択通知の番号はグループ事務局に確認すること
 - 省エネ改修型や優良建築物型で配分変更の採択通知があった際は、変更後の採択通知の番号とすること
- ③看板は、記載内容が鮮明に確認できる大きさとし、敷地全景や改修箇所が看板で隠れないこと

別紙2 電子黒板の使用について

電子黒板については原則として使用不可としますが、信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するアプリケーションを使用し、（一財）日本建設情報総合センターで提供している「デジタル工事写真 信憑性チェックツール」により撮影日が検証できる写真データを実施支援室の求めに応じて提出できる場合に限り電子黒板の使用を認めます。

- 信憑性確認機能（改ざん検知機能）有するものとは（一財）日本建設情報総合センター研究開発部主催の「デジタル工事写真の高度化に関する協議会」にて、「信憑性確認機能（改ざん検知機能：ハッシュ値（SHA-256）」を具備したソフトウェアとして公表されているアプリです。

詳しくは <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html#con04>

- 写真データを提出する前に前記ホームページ内の「デジタル工事写真 信憑性チェックツール」にて、適切であることを予め確認してください。
- 写真データの管理には十分にご注意ください。写真データの消去、破損等により提出されない場合は本事業の要件を満たしていることが確認できないこととなりますので写真データの管理を徹底してください。管理できない場合は、電子黒板を使用しないでください。